

令和 8 年度

kintone のライセンス調達業務等 仕様書
(提案用)

京都市総合企画局
デジタル化戦略推進室

令和 8 年 2 月

kintone のライセンス調達業務等 仕様書

1 基本事項

「kintone のライセンス調達業務等 仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、京都市（以下「本市」という。）が、Webデータベース型の業務アプリケーションである kintone を活用することにより行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的として、その仕様を定めたものである。

(1) 本仕様書の位置付け

本仕様書は公募型プロポーザルの提案用仕様書であり、契約を締結する際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で契約用仕様書に改めるものとする。

(2) 本業務の範囲

次の事項に係る契約とする。

- kintone ライセンス及びプラグインツールの調達
- kintone の活用に係る相談会の実施
- kintone の基礎知識・操作技術取得に係る研修等の実施
- kintone の利用及び開発に係る問合せへの回答
- kintone の効果的な活用事例の収集及び分析

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(4) 予定数量

ア kintone ライセンス

430ライセンス（アカデミック・ガバメント版、年間スタンダードコース）

※ 必要に応じて別途契約のうえライセンス数を追加できること。

イ プラグインツール

- FormBridge（プロフェッショナルコース）1ライセンス
- kViewer（プロフェッショナルコース）1ライセンス
- PrintCreator（プレミアムコース）1ライセンス（レコード出力数上限月間100,000枚）

※ PrintCreator のレコード出力数等上限のあるサービスについては、上限の拡張に応じること。これらの対応については必要に応じて別途契約を行う。

ウ トヨクモユーザーライセンス

- FormBridge 20ライセンス
- kViewer 20ライセンス
- PrintCreator 20ライセンス

※ 必要に応じて別途契約のうえライセンス数を追加できること。

2 業務要件

(1) kintone ライセンス及びプラグインツールの調達

サイボウズ株式会社が提供する kintone ライセンス、トヨクモユーザーインセンス及びプラグインツールに関して、上記 1-(4)に記載した数量を調達すること。本市が現在使用しているテナントや作成済みのアプリケーションを引き続き使用できること。

(2) kintone の活用に係る相談会の実施

本市職員による kintone アプリの開発・利用に伴う課題に対し、技術的な助言を行う相談会を実施すること

※1 kintone 認定アソシエイト等の専門知識を有する者が相談会に同席することが望ましい。

※2 技術的な助言に止まらず、課題へのコンサルティングも実施できれば、なお良い。

- ・ 実施場所：本市が確保した会議室を想定（京都市中京区にある庁舎内）。
- ・ 実施方法：対面による相談会の実施。なお、対面での相談会の様子をオンライン会議でつないだうえで、専門知識を有する方が技術的な助言を行うことも可能とするが、その場合でも必ず 1 名は相談会の実施場所へ来ること。
- ・ 実施時期：令和 8 年 5 月～令和 9 年 2 月を想定
- ・ 実施コマ数：午前コマ（午前 9 時～12 時）、午後コマ（午後 1 時～4 時）を各 1 コマ単位とし、年間で最低 30 コマを目安に実施することとするが、それ以上実施することができる場合は想定のコマ数を提案書に記載すること。なお、詳細な実施スケジュールについては本市と受託事業者で協議のうえ、決定する。

(3) kintone に係るワークショップ型の研修の実施

kintone を活用している職員に対して、ワークショップ型の研修を実施すること。

kintone の操作や kintone を活用した手続のオンライン化に係る理解力の向上や効果的な事例を学べるような内容が望ましい。

- ・ 実施時期及び実施回数：令和 9 年 1 月～3 月において 1 回
- ・ 参加人数：15 人程度

(4) kintone に係る動画研修の準備

kintone への理解や利用に係る習熟度の向上を目的とした研修用の動画を用意すること（動画は本市の共有ファイルサーバーに格納し、職員が隨時視聴できる環境（運用）とする）。また、動画は、受託候補者が既に保有している汎用的な動画の提供、または本業務のために新たに制作する動画のいずれも可とする。なお、職員の習熟度に応じて、複数の研修用の動画を用意することが望ましい。

(5) kintone の利用及び開発に係る問合せへの回答

アプリに関する職員からの問合せに対して、的確に回答すること。また、受付及び回答は、本市が kintone 上で運用している専用のアプリを利用することとする（本市と受託事業者にアプリの管理権限を付与し、回答を両者で共有する仕組み）。

なお、本アプリについて必要に応じて改修対応を行うこと。

- ・回答期限：3営業日以内の回答を目安とする。3営業日以内に回答できない場合は本市職員と協議のうえ対応すること。
- ・問合せ数：毎月15件程度を想定

(6) kintone の効果的な活用事例の収集及び分析

kintone を先進的に利用する他の自治体等の効果的な活用事例を可能な限り積極的に収集するとともに、本市での活用可否等の分析を進め、本市での応用、横展開につなげること。

3 実施体制等

(1) 実施体制

- ア 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- イ 本業務の実施に当たっては、受託事業者側でプロジェクトマネージャを設置して、プロジェクトの進行管理を行うこと。
- ウ 本市との窓口はプロジェクトマネージャが行うこと。

(2) 作業場所等

- ア 本市庁舎内において作業を実施する場合は、作業期間及び作業時間について事前に本市と協議すること。
- イ 本市が承認した作業場所以外で業務を行わないこと。

4 留意事項

(1) 機密保護

- ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

(2) 契約の解除

提案どおりのサービス利用ができない場合は、契約期間中であっても契約を解除することができる。解除の条件等については、契約時に協議することとする。

(3) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

5 特記事項

(1) 著作権

この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。

(2) 著作物又は知的所有権等の利用

この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。

(3) 関連文書

この調達の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じる。

6 支払方法

本業務は、全業務完了後の一括払いを原則とする。ただし、ライセンス費用について月額プランによる提案がなされた場合は、当該費用に限り月額での支払いを可能とする。なお、本案件の役務作業に関しては、全業務完了後の一括払いとする。いずれの支払いにおいても、受託者から適正な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。